

令和2年度介護職員処遇改善及び特定処遇改善について

従来の処遇改善に加え特定処遇改善を合わせて行います。

①処遇改善加算について

- ・対象職種・・・介護職員のみ
- ・改善項目・・・基本給（2,000円～10,000円の昇給）
役職手当（リーダー職等3,000円増額）
賞与、一時金としての支給
- ・支給時期・・・賞与（6月・12月及び令和3年5月）

②特定処遇改善加算について

- ・対象職種・・・全職員（所得税区分「乙」を除く）
- ・改善項目・・・賞与（特定）
- ・支給時期・・・令和3年5月

各グループの平均賃金改善金額（月額）は、A : B : C は、2 : 1 : 0.5の比率で分配されます。

計画では、A群は平均12,676円、B群は平均6,337円、C群は平均3,168円です。

あくまでも全職種の平均なので、勤務時間、勤務内容等により差があります。

※特定処遇改善につきましては、対象となる職員は以下のように分類されます。

A 経験・技能のある介護職員

介護福祉士資格を有し、実寿穂会において勤続10年以上の者

または、介護福祉士資格を取得後5年以上の経験がある者（2015年以前に取得）

B 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員

C その他の職種

介護職員以外の職種

2020年4月10日

社会福祉法人実寿穂会